

令和6年11月1日開設

尾道市立市民病院 病児・病後児保育

のご案内



病気の状態（回復期も含む）にあるお子さんで、集団保育やご家庭で育児を行うことが困難なお子さんを一時的にお預かりします。

利用できる人

尾道市内に住所がある0歳（生後6か月以上）から小学校6年生までのお子さんが対象です。

利用できる病気の種類

風邪や下痢などの日常的にかかる病気や、水ぼうそう、おたふく風邪などの感染性疾患、喘息などの慢性疾患のほか、骨折などの外傷性疾患も対象になります。ただし、感染力が強いはしかなどお子さんの症状により、医師が受け入れ困難と判断した場合は、お断りすることとなります。

実施場所・利用日時・利用方法・利用料金など

実施場所：尾道市立市民病院「病児・病後児保育室」（2階小児科となり）
尾道市新高山三丁目1170番地177

利用日時：月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時30分
土日祝日、12月29日から翌年1月3日の年末年始、小児科の診療が行われていない日は除きます。

利用方法：電子申請による事前登録が必要です。その後、利用希望日の前日の午後5時までに電話にて尾道市立市民病院へ利用の予約をしてください。そこで、担当者と利用時間等、調整をしていただきます。利用日当日は、必要な書類にご記入いただいたあと、小児科医師の診察を受けていただきます。診察後、受け入れ可能であればお子さんをお預かりします。

利用料金：日額2,000円（※減免制度あり）

利用定員…6人



事前登録 QR コード

○病児・病後児保育事前登録・入力方法、減免制度についてのお問い合わせ先
市役所子育て支援課 0848-38-9207

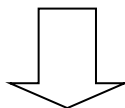
○病児・病後児保育利用についてのお問い合わせ先

尾道市立市民病院「病児・病後児保育室」 0848-47-1155（代表）

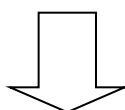
<利用手続きのご案内>

1. 電子申請による事前登録申請（登録は無料です）

実際に利用する前に事前登録が必要です。事前登録専用 QR コードを読み込み事前登録を完了してください。（いざという時に備えて、登録のみでも大丈夫です）

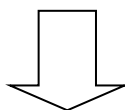


お子さんが病気になった

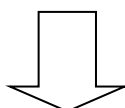


2. 利用申込

必ず利用希望日の前日（休日を除く）に、電話にて尾道市立市民病院へ利用の予約をしてください。そこで、担当者と利用時間等、調整をしていただきます。



利 用 当 日



3. 小児科診察及び入室にあたって

利用日当日は、必要な書類にご記入いただきます。そのあと、小児科医師の診察を受けていただきます。診察後、受け入れ可能であればお子さんをお預かりします。

※小児科診察料が必要になります。（子ども医療等適用）

4. 利用料金について

お子さんのお預かり時に利用料金をいただきます。（日額2,000円）

利用する日にもっていくものは？

- ①健康保険証・乳児医療費受給者証等（利用の初日のみ）
- ②母子（親子）手帳（利用の初日のみ）
- ③お弁当、おやつ（おやつは2回分）
- ④粉ミルク及び哺乳ビン（乳児のみ、粉ミルクは1日の必要量）
- ⑤飲み物（お茶、清涼飲料水など）
- ⑥処方されている薬（お薬手帳など、薬の名前がわかるもの）
- ⑦ティッシュ
- ⑧着替え（服・下着 2～3組）
- ⑨おしぼりタオル（2枚程度）
- ⑩はし・スプーン・フォークなど（普段使っているもの）
- ⑪歯ブラシ
- ⑫コップ
- ⑬タオル（3枚程度。うち1枚はおしりふき用）
- ⑭布団（敷・掛）
- ⑮食事用エプロン（乳児のみ）
- ⑯紙おむつ（1日分）・おしりふき用ウェットティッシュ
- ⑰汚れ物入れ等袋（ビニール袋2～3枚）
- ⑱お気に入りの本・おもちゃ

※アレルギー等で食事制限がある方は、事前に市民病院へご相談ください。
※持ち物には、必ず名前を記入してください。

その他

- お迎えは、必ず午後5時30分までをお願いします。（時間厳守）
- 利用予約後に利用の中止や緊急の事情によってやむを得ず入所時間や退所時間が遅くなる場合には、速やかに市民病院へ連絡してください。
- 利用の途中で、お子さんの体調によってはお迎えをお願いする場合がありますので緊急時の連絡先については、市民病院に正確にお伝えください。
- 利用の状況及びお子さんの体調によっては、お断りする場合がありますので、ご了承ください。

利用料金の減免制度について

日額2,000円

※利用日当日、お子さんのお預け時にお支払ください。

※診察に係る費用は別に保護者負担が必要となります。

(入室可能か判断をするため、入室前に診察が必要です。また、お子さんの体調によっては、入室後に診察が必要となる場合もありますので、ご了承ください。)

※利用料の減免について

区 分	利用料金
① 生活保護法による被保護者世帯と市町村民税非課税世帯	無料
② 保育料徴収基準額表に掲げるH12階層からH17階層までに該当する世帯で、市町村民税所得割額が133,000円未満である世帯	1日につき 500円
③ 保育料徴収基準額表に掲げるH12階層からH17階層までに該当する世帯で、市町村民税所得割額が116,000円以上301,000円未満である世帯	1日につき 1,000円
④ その他の世帯	1日につき 2,000円

お問い合わせ先

○病児・病後児保育事前登録・入力方法、減免制度についてのお問い合わせ先
市役所子育て支援課 0848-38-9207

○病児・病後児保育利用についてのお問い合わせ先
尾道市立市民病院「病児・病後児保育室」 0848-47-1155 (代表)